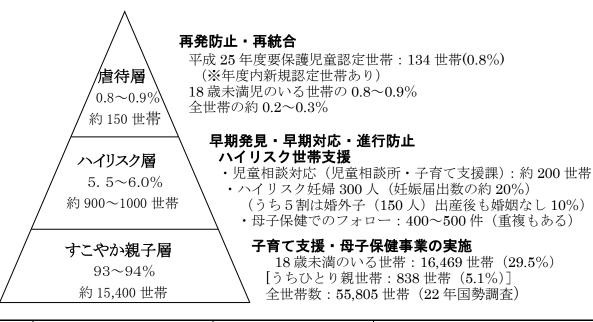
社会養護検討部会

部会(第1回)について (追加資料)

平成 26 年 2 月 27 日

第1回部会において、子ども・子育て支援事業を、すべての子どもや子育て家庭を対象として検討するための視点として、子育ての状況を3層に分類して支援を検討することとした。それぞれの層が抱える課題を整理し、虐待のない出雲市での子育てを実現するため、子ども・子育て支援法に定められた各事業が効果的に機能するよう検討する。



	すこやか親子層	ハイリスク層	虐待層
背景	◇人とつながっている (孤立していない)◇経済的な自立◇心身の健康◇適切な支援を受けている (知っている)	◇人とつながりにくい (社会から孤立しがち)◇養育力不足◇経済的困窮◇親の心身の健康状態不安定◇子の心身の健康状態不安定	◇人とつながっていない (社会から孤立している・支援者不在)◇支援を求めない・拒否
事業 (支援) の特徴	◇全員対象の事業(健康診査、訪問) ◇気軽に相談(育児・健康)	◇対象を把握し、個別に対応	◇専門機関との連携 (児相、保健所、医療機関、警察署 など)◇所属機関との連携 (教育保育機関、児童クラブ、生活基盤(民児協))
必須項目	・利用者支援事業 ・地域子育で支援拠点事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育で支援活動支援事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付 ・多様な主体が本制度の参入促進	・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・病児・病後児保育事業 →	・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
任意項目	・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・ワークライフバランス	・児童虐待防止対策の推進 ・ひとり親家庭の自立支援 ・発達支援	—

出雲市の子育てを取り巻く状況等について

虐待層、ハイリスク層、すこやか親子層の割合い。近隣市等の状況。 【子育て支援課】

(データ)

	世帯数(戸)	割合 (%)		
虐待層	134~150		0.8~0.9		
ハイリスク層	300	900	5. 5		
	200		~		
	4 0 0		6. 0		
すこやか親子層	15, 400		93~94		
(合 計)	(16, 46				

(※) 出雲市の 18 歳未満がいる世帯 (国勢調査平成 22 年)

●児童虐待相談(新規認定件数の県内市町村合計の推移)

年度 \	件数	増加率
H22 年度	2 3 3	
H23 年度	284	+21.8%
H24 年度	3 0 4	+7.0%

県青少年家庭課資料

●近隣他市の状況

(件数)

		111 2211			
(H24 年度)	児童虐待相談	相談総計	18 歳未満世帯員のいる		
	(養護相談のうち)※1	(左の数を含む)※1	一般世帯数 ※2		
出雲市	5 2 (0.31)	7 2 (0.43)	16, 469		
松江市	5 3 (0.27)	1 4 6 (0.74)	19, 481		
浜田市	1 9 (0.38)	8 1 (1.63)	4, 950		
益田市	5 (0.11)	9 1 (2.10)	4, 323		
大田市	9 (0.30)	4 4 (1.49)	2, 934		
雲南市	3 4 (1.00)	8 8 (2.60)	3, 375		

※1:県青少年家庭課資料より※2:国勢調査平成22年より

" to 4. " 1 4					
《参考》 相談の種類及び	『主な内容				
1. 養護相談	父又は母等保護者の{家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役				
児童虐待相談	等}による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ど				
その他の相談	も、養子縁組に関する相談				
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾				
	患を含む)等を有する子どもに関する相談				
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障				
	害、自閉症等に関する相談				
4. 非行相談					
ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは				
	飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として				
	通告のあった子ども等に関する相談				
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年				
	で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談				
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけ				
	に関する相談				
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談				

児童虐待防止対策の推進

DV相談の件数

【市民活動支援課】

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
	DV以外	280	246	364	564	474	582
女性相談センター	DV	59	112	183	209	218	195
	計	339	358	547	773	692	777
	DV以外			66	76	83	33
女性のための総合窓口	DV			65	112	309	84
	計			131	188	392	117

不登校及び不登校傾向について

【学校教育課】

【不登校】

- ・長期欠席は『年度間(1年間)に連続または継続して30日以上欠席した児童生徒』
- ・不登校は長期欠席の理由分類の一つで、『何等かの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるもの』 【不登校傾向】
- ・『休みがちであり長期欠席が懸念される。登校しても保健室や自学室で過ごしている。 登校しても一定の場所で過ごすことができない。』

(経年) (人)

	H20	H21	H22	H23		H24		
				不登校		不登校		
					このうち家に閉		このうち家に閉	不登校傾向
					じこもりがち		じこもりがち	
小学校	44	53	62	70	22	52	25	45
中学校	178	162	160	168	42	157	53	29
合計	222	215	222	238	64	209	78	74

一時預かり事業

保育士の配置について

【子育て支援課】

一時預かり事業における保育士の具体的な不足数のデータはない。通常入所においても、保育士不足から受け入れできない状況がある。保護者からの電話や窓口での問い合せで、一時預かりを保育所から断られるケースを聞くことがあり、一時預かり事業における保育士も不足していると推測される。